

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

◇県会規則 鳥取県議会議規則の一部を改正する規則(総務課)

◇議会規則 鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則(〃)

◇議会告示 鳥取県議会議事務局処務規程の一部改正(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁の部に関する事項

福祉保健部及び生活環境部に、それぞれ次の課を置くことと

した。

部	課
福祉保健部	福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、児童家庭課、医务薬事課、健康対策課、保険課、国民年金課
生活環境部	生活衛生課、環境政策課、自然保護課、全県公園化・景観政策課、消防防災課

二 本庁の課に関する事項

1 総務課の国際室を国際課に改組することとした。

2 農政課、農地経済課及び農業改良課を農政課、大規模活性化プロジェクト推進室及び経営指導課に改組することとした。

三 本庁の課の内部組織に関する事項

1 環境政策課に廃棄物対策室を新設することとした。

2 商工振興課に博覧会準備室を新設することとした。

3 各部の総務室を廃止することとした。

4 その他の各課についても、内部組織を若干変更することとした。

四 地方機関に関する事項

1 県税事務所、保健所及び地方農林振興局の内部組織を変更することとした。

2 中部農業開発事業所を廃止することとした。

五 附属機関に関する事項

課の再編整備に伴い、庶務担当機関を変更することとした。

六 その他

分掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

七 施行期日

この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に教授を加えるとともに、農業構造改善員及び砂利採取監視員の職を廃止することとした。

二 事務吏員をもって充てる職のうち、総務室主任、税務専門員及びタイピストの職を廃止することとした。

三 技術吏員をもって充てる職に保健士を加えるとともに、職業指導員、診療エックス線技師及び農業改良研究員の職を廃止することとした。

四 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 出納局の出納員として、用度課長の職にある者を加えることとした。(第五条関係)

二 随意契約により契約を締結するときは、三人以上の者(現行

なるべく二人以上の者)から見積書を徴さなければならぬものとすることとした。(第三百三十六条関係)

三 解^{かい}となる機関から中部農業開発事業所を削るとともに、解^{かい}の出納員に充てる職を次のように改めることとした。(別表第一関係)

地方農林振興局	振興課長	総務課長	総務課長
中部県税事務所	総務課長	管理課長	管理課長
解 ^{かい}	現	行	改 正 後

四 各様式用の紙規格等について、所要の規定の整備を行うこととした。

五 1 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 四に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

この規則中「分掌事務」を「所掌事務」に、「分掌する」を「所掌する」に改める。

「第二節 分掌事務

第一款 部（第七条）

第二款 課（第八条―第十三条）

第三款 内部組織（第十四条）

を「第二節 分掌事務（

第七条―第十四条）」に、
「第四款 防災行政連絡所（第二十九条・第三

第四款の二 消防学校（第三十条の二・第三

十条）」

を「第四款 削除（第二十九条・第三十条）」に、「第二節

十条の三）」

の二 企画部の所管に属する機関」を「第三節 企画部の所管に属する機
関」に、「第二款 交通事故相談所（第三十五条・第三十六条）」を「第
二款 空港管理事務所（第三十五条・第三十六条）」に、「第三節 民生
部の所管に属する機関」を「第四節 福祉保健部の所管に属する機関」に、

「第十四款 削除（第七十条・第七十一条）」

第十四款の二 母子福祉センター（第七十一条の二・第七十一条の三）

第十四款の三 消費生活センター（第七十一条の四・第七十一条の五）」

を

「第十四款 母子福祉センター（第七十条・第七十一条）

第十五款 保健所（第七十一条の四・第七十一条の五）

第十六款 病院（第七十一条の六―第七十一条の八）

第十七款 看護婦等養成施設（第七十一条の九―第七十一条の十一）

第十八款 歯科衛生専門学校（第七十一条の十二・第七十一条の十三）

第十九款 優生保護相談所（第七十一条の十四・第七十一条の十五）

第二十款 精神保健センター（第七十一条の十六―第七十一条の十八）

第二十一款 健康増進センター（第七十二条・第七十三条）」

「第三節の二 衛生環境部の所管に属する機関

第一款 保健所（第七十二条・第七十三条）

第一款の二 食肉衛生検査所（第七十三条の二―第七十三条の四）

第二款 衛生研究所（第七十四条―第七十六条）

第三款 病院（第七十七条―第七十九条）」

第四款 看護婦等養成施設（第八十条―第八十一条の二）

第五款 削除（第八十二条・第八十三条）

第六款 歯科衛生専門学校（第八十四条・第八十五条）

第七款 優生保護相談所（第八十六条・第八十七条）

第七款の二 精神保健センター（第八十七条の二―第八十七条の

第八款 健康増進センター（第八十八条・第八十九条）

第九款 自然科学館（第八十九条の二・第八十九条の三）

に、

「第五節 生活環境部の所管に属する機関

第一款 食肉衛生検査所(第七十四条―第七十六条)

第二款 衛生研究所(第七十七条―第七十九条)

第三款 交通事故相談所(第八十条・第八十一条)

第四款 消費生活センター(第八十二条・第八十三条)

第五款 自然科学館(第八十四条・第八十五条)

第六款 防災行政連絡所(第八十六条・第八十七条)

第七款 消防学校(第八十八条・第八十九条)

四)

」

「第四節 商工労働部の所管に属する機関」を「第六節 商工労働部の所管に属する機関」に、「第五節 農林水産部の所管に属する機関」を「第七節 農林水産部の所管に属する機関」に、

「第八款 削除(第二百二十七条―第二百二十九条)

」

「第八款 農業大学校(第二百二十九条の二―第二百二十九条の四)」

」に、「第十一款の二 家畜病性鑑定所(第二百二十七条―第二百二十九条)」に、

「第十二款 削除(第三百三十六条・第三百三十五条の三・第三百三十五条の四)」

」

を「第十二款 家畜病性鑑定所(第

百三十六条・第三百三十七条)」に、

「第十四款 削除(第四百十条―第四百

四十二条)

」に、「第十四款の三 農業開発事業所(第

百四十二条の五―百四十二条の七)」

を「第十四款 農地開発局(第百

四十二条の二―百四十二条の四)

」に、「第十六款の二 栽培漁業センター(第百

四十八条の二・百四十八条の三)

」に、「第十七款 栽培漁業センター(第

百五十条)

」に、「第十八款 水産会館(第百五十

一条・第百五十二条)

」に、「第十九款 水産物地方卸売市場

(第百四十九条・第百五十条)

」に、「第六節 土木部の所管に属する

」に、「第一款の二及び第

第二款 空港管理

第三款 削除(第

四款 港湾事務

」に、「第八節 土木部の所管に属する機関」を「第八節 土木部の所管に属する機関」に、

一款の三 削除(第一百五十六条の二―第一百五十六条の五)

事務所(第一百五十六条の六・第一百五十六条の七)

第一百五十六条の八―第一百五十六条の十)

所(第一百五十六条の十一―第一百五十六条の十三)

港湾事務所(第一百五十六条の二―第一百五十六条の四)に、「第七節 職

制及び職務(第一百五十七条―第一百五十九条)」を「第九節 職制及び職務

(第一百五十七条―第一百五十九条)」に改める。

第五条中「鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号。

以下「部局設置条例」という。)を「鳥取県部設置条例(平成六年三月

鳥取県条例第五号)」に、「民 生 部 を「福祉保健部 に改める。

衛生環境部」を「生活環境部」

第六条第一項の表総務部の項中

総 務 課

総務室・企画係・法制係・文書管理
係・公聴係・私学振興係

書係・収発

・国際室

を

総 務 課

総務係・企画係・法制係・文書管理
係・文書収発係・公聴係・私学振興
係

に、

市町村振興

課

消防防災課

市町村振興室・行政係・選挙係・財

政係・税務係

消防係・防災係・保安係・無線室

を

市町村振興
課

振興係・行政係・選挙係・財政係・
税務係

に、

同和对策課

企画調整係・

施設係

を

同和对策課

企画調整係・施設係

国際課

国際交流係・旅券係

に改め、同表企画部の企画課の項中「総務室」を「総務係」に改

め、同表企画部の項中

地域振興課

企画員

全県公園化
・景観形成
推進室

企画員

を

地域振興課

企画員

に改め、同

表民生部の項及び衛生環境部の項を次のように改める。

生活環境部				福祉保健部								
消防防災課	全県公園化・ 景観政策課	自然保護課	環境政策課	生活衛生課	国民年金課	保 險 課	健康対策課	医務薬事課	児童家庭課	長寿社会課	障害福祉課	福祉保健課
消防係・防災係・保安係・無線室		企画調整係・休養施設係・保全係	企画調整係・大気保全係・水質保全係・ 水道係・廃棄物対策室	総務係・県民生活係・物価対策係・食品 衛生係・環境衛生係	庶務係・会計係・企画係・指導係・福祉 年金係	庶務係・会計係・監理係・医療係・国保 指導係・国保業務係	老人保健係・母子保健係・予防係・精神 保健係・健康増進係	指導係・医事係・看護係・薬事係	管理係・児童福祉係・母子福祉係	在宅福祉係・施設福祉係・生きがい増進 係・老人医療係・援護係	管理係・身体障害者福祉係・療育係	総務係・企画調整係・指導係・地域福祉 係・保護係

第六条第一項の表商工労働部の項中

振興係	を	商工振興課	総務係・企画調整係・振興係・計量 係・博覧会準備室
-----	---	-------	------------------------------

に改め、同表農林水産部の項中

改善室・ 設推進室 室・農協 係	を	農政課	総務係・中山間振興係・農地係・調 整係
経営指導課	を	農政課	総務室・企画調整室・構造 振興係・フラワーパーク建 築係・調整係・団体検査 指導係・金融係・農業共済 係
大規模活性化 プロジェクト 推進室	を	農政課	農地係・調整係・団体検査 指導係・金融係・農業共済 係
農政課	を	農業改良課	専門技術員室・営農係・普 通植物防疫係

に改め、同表農林水産部の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」
に、「特産蚕糸係」を「花き特産係」に改め、同表農林水産部の畜産課の
項中「畜産経済係」を「管理係・畜産経済係」に改め、同表農林水産部の

項中	
耕地課	管理係・国営事業対策室・調査係・水利防災係・開発係
農村整備課	換地係・ほ場整備係・総合整備係

耕地	農村整備
----	------

課	企画調整係・管理係・水利防災係・ほ場整備係・農道整備係
課	指導係・換地係・総合整備係・構造改善係

に改め、同表農林水産部の林務

課の項中「林産振興室」を「林産振興係・構造改善係」に改め、同表農林水産部の森林保全課の項中「保全係・環境整備係」を「管理係・保全係・緑化推進係」に改め、「・県営林室」を削り、同表農林水産部の水産課の項中「水産振興室」を「水産振興係・栽培管理係」に改め、同表土木部の管理課の項中「総務室」を「総務係」に改め、同表土木部の管繕課の項中「計画保全係」を「管理係・計画保全係」に改め、同条第二項を削る。

第二章第二節第一款を削る。

第二章第二節第二款中「第二款 課」を削る。

第八条を削り、第九条総務課の項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 行政運営の総合調整に関すること。
- 二 条例及び規則の公布並びに訓令、告示その他の施行文書の公表に関すること。

第九条総務課の項第三号中「告示」を「条例、規則、訓令又は告示」に、

「契約」を「契約書」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「及び所管が明らかでないか又は二部以上にわたる公益法人」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 文書の審査その他の文書事務に係る指導監督に関すること。

六 文書の保存に関すること。

七 公印に関すること。

八 文書の收受及び発送に関すること。

第九条総務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同項第十一号中「明らかでないか又は二部以上にわたる」を「明らかでない場合又は二部以上にわたる場合における」に改め、同項中同号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号を第十六号とし、同項第二十二号中「部内各課」を「部」に、「連絡協調」を「連絡調整」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十三号中「主管」を「所掌」に改め、同号を同項第十八号とし、同条消防防災課の項を削り、同条に国際課の項として次のように加える。

国際課

一 国際交流の推進に関すること。

二 外国青年の招致に関すること。

三 旅券の発給に関すること。

四 外国人の登録及び特別永住に関すること。

第九条を第七条とする。

第九条の二企画課の項第六号中「部内各課」を「部」に、「連絡協調」

を「連絡調整」に改め、同項第七号中「主管」を「所掌」に改め、同条全
 県公園化・景観形成推進室の項を削り、同条交通政策課の項第三号中「促
 進」の下に「並びに鳥取空港の管理」を加え、同項第六号を次のように改
 める。

六 空港管理事務所に関する事。

第九条の二交通政策課の項第七号を削り、同条を第八条とし、同条の次
 に次の一条を加える。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第九条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

- 一 福祉施策及び保健施策の調整に関する事。
- 二 衛生教育に関する事。
- 三 医療社会事業に関する事。
- 四 社会福祉事業に関する事。
- 五 売春防止に関する事。
- 六 災害救助に関する事。
- 七 地域福祉の推進に関する事。
- 八 民生委員に関する事。
- 九 社会福祉施設職員退職手当共済に関する事。
- 十 生活保護に関する事。
- 十一 行旅死亡人に関する事。
- 十二 更生福祉に必要な物資に関する事。
- 十三 社会福祉統計、人口動態統計及び衛生統計に関する事。
- 十四 福祉事務所、婦人相談所及び保健所に関する事。

十五 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事。

十六 その他部内他課の所掌に属しないこと。

障害福祉課

- 一 身体障害者福祉に関する事。
- 二 精神薄弱者福祉に関する事。
- 三 心身障害児福祉に関する事。
- 四 特別医療費の助成に関する事。
- 五 特別児童扶養手当に関する事。
- 六 身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、身体障害者更生施
 設、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、身体障害者授産施設、
 精神薄弱者通動寮、身体障害者療護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ
 児施設及び肢体不自由児施設に関する事。
- 長寿社会課
- 一 高齢者の在宅福祉に関する事。
- 二 高齢者の施設福祉に関する事。
- 三 高齢者の生きがい対策に関する事。
- 四 老人医療費に関する事。
- 五 老人保健施設に関する事。
- 六 引揚者の援護に関する事。
- 七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法
 律第百十四号）の施行に関する事。
- 八 未復員者及び未引揚者並びにそれらの留守家族に関する事。
- 九 戦没者及びその遺族に関する事。
- 十 旧軍人及び旧軍属に関する事。

十一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する
こと。

児童家庭課

一 児童福祉（心身障害児福祉及び母子保健に係るものを除く。）に関
すること。

二 母子及び寡婦の福祉に関すること。

三 児童扶養手当に関すること。

四 児童手当に関すること。

五 福祉相談センター、児童相談所、教護院、保育専門学院及び母子福
祉センターに関すること。

医務課

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。

二 医師、歯科医師等医療関係者の身分及び業務に関すること。

三 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）の施行に関すること。

四 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関する
こと。

五 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

六 病院、看護婦等養成施設及び歯科衛生専門学校に関すること。

健康対策課

一 母子保健に関すること。

二 特定疾患に関すること。

三 身体障害児の育成医療に関すること。

四 結核児童の療育に関すること。

五 調理師（ふぐ調理師を除く。）の身分及び業務に関すること。

六 優生保護及び受胎調節に関すること。

七 原爆被爆者の健康管理に関すること。

八 健康増進対策に関すること。

九 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること。

十 栄養の改善及び指導に関すること。

十一 医療以外の老人保健事業に関すること。

十二 成人病の予防に関すること。

十三 精神保健に関すること。

十四 結核の予防に関すること。

十五 伝染病の予防及び検疫に関すること。

十六 性病、癩、寄生虫病、地方病その他の疾病の予防に関すること。

十七 優生保護相談所、精神保健センター及び健康増進センターに関
すること。

保険課

一 国民健康保険に関すること。

二 健康保険に関すること。

三 厚生年金保険に関すること。

四 船員保険に関すること。

五 国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

六 社会保険診療報酬支払基金事務所の指導監督に関すること。

七 地方社会保険医療協議会に関すること。

八 厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び厚生省所管一般会計（社
会保険に係るものに限る。）の予算経理並びに国有財産及び物品に関
すること。

九 保険課に勤務する国家公務員及び社会保険事務所に勤務する国家公務員（厚生保険特別会計に属する者に限る。）の身分取扱いに関する
こと。

十 社会保険事務所に関すること。

国民年金課

一 国民年金に関すること。

二 国民年金特別会計及び厚生省所管一般会計（国民年金に係るものに限る。）の予算経理並びに国有財産及び物品に関する
こと。

三 国民年金課に勤務する国家公務員及び社会保険事務所に勤務する国家公務員（国民年金特別会計に属する者に限る。）の身分取扱いに関する
こと。

第十條を次のように改める。

（生活環境部各課の所掌事務）

第十條 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活衛生課

一 消費者保護対策に関する
こと。

二 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）の施行に関する
こと。

三 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関する
こと。

四 消費生活協同組合に関する
こと。

五 交通安全対策に関する
こと。

六 生活関連物資等の需給対策に関する
こと。

七 不当品類及び不当表示法（昭和三十七年法律第三百三十四号）の施

行に関する
こと。

八 貯蓄奨励に関する
こと。

九 食品衛生に関する
こと。

十 ふぐ調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関する
こと。

十一 と畜場及びと畜に関する
こと。

十二 食鳥処理場及び食鳥処理に関する
こと。

十三 狂犬病予防及び飼犬管理に関する
こと。

十四 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の施行に関する
こと。

十五 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関する
こと。

十六 墓地、火葬場等に関する
こと。

十七 鼠^そ族昆虫の駆除その他環境衛生に関する
こと。

十八 食肉衛生検査所、衛生研究所、交通事故相談所及び消費生活センターに関する
こと。

十九 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する
こと。

環境政策課

一 環境の保全のための総合調整に関する
こと。

二 環境保全思想の普及啓発に関する
こと。

三 環境影響評価に関する
こと。

四 大気の汚染の防止に関する
こと。

五 水質の汚濁の防止に関する
こと。

- 六 騒音の防止に関すること。
 - 七 悪臭の防止に関すること。
 - 八 水道に関すること。
 - 九 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
 - 十 下水道の終末処理場の維持管理の指導（厚生大臣の権限に属するものに限る。）に関すること。
 - 十一 公害に係る紛争の処理に関すること。
 - 十二 その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
- 自然保護課
- 一 自然保護行政の企画及び調整に関すること。
 - 二 自然公園に関すること。
 - 三 温泉に関すること。
 - 四 自然科学館に関すること。
 - 五 その他他課の所掌に属しない自然環境の保護、整備及び利用に関すること。
- 全県公園化・景観政策課
- 一 全県公園化に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
 - 二 全県公園化構想の推進に関すること。
 - 三 景観形成の推進に関すること。
- 消防防災課
- 一 消防に関すること。
 - 二 災害対策に関すること。
 - 三 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整（防衛施設庁に係るものを除く。）に関すること。

- 四 電気工事業に関すること。
 - 五 電気工事に係ること。
 - 六 高圧ガス、火薬類及び電気用品の取締りに関すること。
 - 七 ガス事業に関すること。
 - 八 猟銃等製造販売事業の許可に関すること。
 - 九 防災行政無線に関すること。
 - 十 防災行政連絡所及び消防学校に関すること。
- 第十条の二を削る。
- 第十一条商工振興課の項第八号中「部内各課」を「部」に、「連絡協調」を「連絡調整」に改め、同項第九号中「主管」を「所掌」に改める。
- 第十二条農政課の項第二号中「農業地域整備計画」を「農業振興地域整備計画」に改め、同項第四号から第六号までを次のように改める。
- 四 中山間地域に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。
 - 五 農地の交換分合（工業を伴うものを除く。）に関すること。
 - 六 農地関係等の調整に関すること。
- 第十二条農政課の項第十一号中「主管」を「所掌」に改め、同項中同号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、同項第九号中「部内各課」を「部」に、「連絡協調」を「連絡調整」に改め、同項中同号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
- 七 農業会議及び農業委員会に関すること。
 - 八 既懇地における自作農の創設維持に関すること。
 - 九 国有農地の管理に関すること。
- 第十二条農地経済課の項を次のように改める。

大規模活性化プロジェクト推進室

- 一 フラワーパークの建設の推進に関すること。
- 二 農業公園の建設の推進に関すること。
- 三 梨博物館の建設の推進に関すること。
- 四 とつとり出合いの森の建設の推進に関すること。

第十二条農業改良課の項中「農業改良課」を「経営指導課」に改め、同項第八号中「営農研修館」の下に「農村総合研修所」を加え、同項中同号を第十二号とし、第二号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし同号の前に次の四号を加える。

- 一 農業協同組合の検査及び育成指導に関すること。
- 二 農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の育成指導に関すること。

三 農業金融に関すること。

四 農業災害補償に関すること。

第十二条農蚕園芸課の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「主管」を「所掌」に、「農蚕園芸」を「農産園芸」に改め、同号を同項第九号とし、同条耕地課の項第一号中「主管」を「所掌」に改め、同項第二号中「調査」の次に「及び計画」を加え、同項第五号中「及び農業開発事業所」を削り、同条農村整備課の項第一号中「ほ場整備事業、」及び「及び土地改良総合整備事業」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 土地改良事業に要する資金に関すること。

五 農業集落排水事業に関すること。

六 農業構造改善に関すること。

第十二条林務課の項第三号中「指導監督」を「検査及び育成指導」に改め、同項第十三号中「主管」を「所掌」に改め、同項中同号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林組合連合会の育成指導に関すること。

第十二条水産課の項第五号中「水産業協同組合」の下に「(漁業協同組合連合会を除く。)の検査及び育成指導」を加え、「その他水産関係団体」を削り、同項第十六号中「主管」を「所掌」に改め、同項中同号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 漁業協同組合連合会の育成指導に関すること。

第十三条管理課の項第十六号中「部内各課」を「部」に、「連絡協調」を「連絡調整」に改め、同項第十七号中「主管」を「所掌」に改め、同条下水道課の項第二号中「環境保全課の主管」を「環境政策課の所掌」に改め、同条河川課の項第二号、第三号及び第七号中「主管」を「所掌」に改め、同条港湾課の項第五号中「管理その他航空運送」を削り、同項第六号中「空港管理事務所及び」を削り、同条建築課の項第十一号中「主管」を「所掌」に改める。

第二章第二節第三款中「第三款内部組織」を削る。

第十五条第一項中「長を」の下に「置き、部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を」を加え、同条第二項中「総務室に総務室主任を」を削り、同条第三項中「又

は総務室主任」を削る。

第十八条の表鳥取県防災会議の項、鳥取県景観審議会の項及び鳥取県交通安全対策会議の項を削り、同表鳥取県社会福祉審議会の項から鳥取県消費生活審議会の項までを次のように改める。

鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号） 第六条第二項の規定による社会福祉に関する事項 （児童福祉に関する事項を除く。）の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務	鳥取県鳥取保健所運営協議会、鳥取県鳥取郡家保健所運営協議会、鳥取県倉吉保健所運営協議会、鳥取県吉野保健所運営協議会、鳥取県根雨保健所運営協議会	鳥取県医療扶助審議会条例（昭和三十年四月鳥取県条例第十八号）第二条の規定による要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務	鳥取県心身障害者対策協議会	心身障害者対策基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
		福祉保健課		障害福祉課	

第十八条の表鳥取県保母試験委員の項の次に次のように加える。

鳥取県立病院運営審議会	鳥取県立病院運営審議会条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第三十号）第一条の規定による県立病院事業の健全な運営に関する調査審議に関する事務	鳥取県医療審議会	医療法第七十一条の二第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	鳥取県准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務	鳥取県優生保護審査会	優生保護法（昭和二十三年法律第五十八号）第十六条の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務	鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十三第一項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務	鳥取県薬事審議会	薬事法第四条第一項の規定による薬事に関する県の事務及び知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項の調査審議に関する事務
医務薬事課											

鳥取県鳥取・郡家保健所結核審査協議会 鳥取県吉保保健所結核審査協議会及び鳥取県米子・根雨保健所結核審査協議会	結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四十八條第一項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の県負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	鳥取県精神保健審査会	精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十三條の規定による精神保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び精神保健に関する事項に關しての知事に対する意見の具申並びに同法第三十二條第三項の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	鳥取県精神医療審査会	精神保健法第十七條の二の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務
鳥取県消費生活審査会		第十八條の表鳥取県鳥取保健所運営協議会の項から鳥取県精神医療審査会の項までを次のように改める。 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年三月鳥取県条例第五号）第二十四條の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項に關しての知事		健康対策課	

鳥取県交通安全対策会議	に対する意見の具申に関する事務 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第十六條第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	鳥取県ふぐ処理師調律師試験委員	鳥取県ふぐ処理師調律師試験委員条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十一号）第一条の規定によるふぐ処理師試験及びふぐ調律師試験に関する事務	鳥取県環境衛生適正化審議会	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十八條第二項の規定による同法の施行に関する事項に關しての關係行政機関に対する建議に関する事務	鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十二号）第一条の規定によるクリーニング師試験に関する事務	鳥取県公衆浴場入浴料金審査会	鳥取県公衆浴場入浴料金審査会条例（昭和三十八年十月鳥取県条例第四十四号）第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に關し必要な
生活衛生課									

事項の調査審議に関する事務

第十八条の表鳥取県公害対策審議会の項中「環境保全課」を「環境政策課」に改め、同表鳥取県自然環境保全審議会の項の次に次のように加える。

鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第二十条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	全県公園 化・景観 政策課
----------	--	---------------------

鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第二項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	消防防災課
---------	---	-------

第十八条の表鳥取県農業共済保険審査会の項及び鳥取県改良普及員資格試験審査委員の項を次のように改める。

鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第三百三十一条第一項及び第四百三十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に	経営指導課
--------------	--	-------

鳥取県改良普及員資格試験審査委員

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第十一条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務

関する重要事項の調査審議に関する事務

第十八条の表鳥取県卸売市場審議会の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改める。

第四章第二節第四款を次のように改める。

第四款 削除

第二十九条及び第三十条 削除

第四章第二節第四款の二を削る。

第三十四条第一項の表を次のように改める。

鳥取県西部県税事務所	総務課	庶務係・管理係
	収税課	徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
鳥取県中部県税事務所	管理課	庶務係・管理係・徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
	総務課	庶務係・管理係
鳥取県東部県税事務所	総務課	庶務係・管理係
	収税課	徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係

第三十四条第二項総務課の項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「所管」を「所掌」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 納税貯蓄組合の指導に関すること。

第三十四条第二項収税課の項第一号及び第二号中「（自動車税及び自動車取得税を除く。）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「（自動車税及び自動車取得税を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項に次の五号を加える。

四 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

五 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。

六 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。

七 自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。

八 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び徴収に関する犯則の取締りに関すること。

第三十四条第二項直税課の項中「直税課」を「課税課」に改め、同項第一号中「直接県税」を「県税」に改め、「賦課」の下に「及び課税免除」を加え、同項第二号及び第三号中「直接県税」を「県税」に改め、同条第二項間税課の項及び自動車税課の項を削り、同条第三項総務課の項中「総務課」を「管理課」に改め、同項第二号及び第三号中「（自動車税及び自動車取得税を除く。）」を削り、同項第五号を同項第十二号とし、同項第

四号中「前三号」を「前各号」に、「所管」を「所掌」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第三号の次に次の七号を加える。

四 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。

五 県税に係る延滞金の減免に関すること。

六 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。

七 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

八 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。

九 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び徴収に関する犯則の取締りに関すること。

十 納税貯蓄組合の指導に関すること。

第三十四条第三項収税課の項を削り、同条第三項課税課の項第一号中「賦課」の下に「及び課税免除」を加える。

第四十章第七節を第九節とする。

第一百五十六条第二項総務課の項第二号中「所管」を「所掌」に改め、同条第二項維持管理課の項第一号中「所管」を「所掌」に改め、同条第二項工務第一課の項に次の一号を加える。

六 公共下水道過疎代行事業に係る工事の調査、設計、施行及び指導監督に関すること。（鳥取土木事務所、倉吉土木事務所、米子土木事務所及び根雨土木事務所を除く。）

第四章第六節中第一款の二及び第一款の三並びに第二款及び第三款を削り、同節第四款中第一百五十六条の十一を第一百五十六条の二とし、第一百五十六条の十二を第一百五十六条の三とし、第一百五十六条の十三を第一百五十六条

の四とし、同款を同節第二款とし、同節を同章第八節とする。
 第一百七条第一項の表を次のように改める。

鳥取県倉吉地方 農林振興局		普及指導第一課	農林振興課	総務課	林業振興課	地域整備課	普及指導課	農林振興局	鳥取県八頭地方 農林振興局	普及指導第一課	農林振興課	総務課	林業振興課	地域整備課	普及指導第二課	農林振興局	鳥取県鳥取地方 農林振興局	普及指導第一課	農林振興課	総務課	林業振興課	地域整備課	普及指導第二課	農林振興局
		企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係

鳥取県日野地方 農林振興局		普及指導第二課	農林振興課	総務課	林業振興課	地域整備課	普及指導第一課	農林振興局	鳥取県米子地方 農林振興局	普及指導第一課	農林振興課	総務課	林業振興課	地域整備課	普及指導第二課	農林振興局	鳥取県鳥取地方 農林振興局	普及指導第一課	農林振興課	総務課	林業振興課	地域整備課	普及指導第二課	農林振興局
		企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係	管理係・団体営係・県営第一係・県営第二係・県営第三係・調査係	企画主幹・農務主幹・指導主幹・畜産主幹	総務係・会計係	山係 林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係

第七百七条第三項振興課の項の前に総務課の項として次のように加える。

総務課

- 一 局内の総合調整に関すること。
- 二 その他他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。
- 三 庶務に関すること。

第七百七条第三項振興課の項中「振興課」を「農業振興課」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、同項の次に普及指導課、普及指導第一課及び普及指導第二課の項として次のように加える。

普及指導課、普及指導第一課及び普及指導第二課

地域農業及び農村の振興に係る農業改良普及所との総合調整に関すること。

第七百七条第二項耕地課の項中「耕地課」を「地域整備課」に改め、同項に次の二号を加える。

- 七 農業集落排水事業に関すること。
- 八 農業構造改善に関すること。

第七百七条第三項林業課の項中「林業課」を「林業振興課」に改め、同項の次に国営事業推進室の項として次のように加える。

国営事業推進室

- 一 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
 - 二 畑地帯総合土地改良事業に関すること。
- 第百八条中「家畜保健衛生所及び農業開発事業所」を「及び家畜保健衛生所」に改める。

第四章第五節第八款を削り、同節第八款の二中第百二十九条の二を第百

二十七条とし、第百二十九条の三を第百二十八条とし、第百二十九条の四を第百二十九条とし、同款を同節第八款とし、同節第十二款を削り、同節

第十一款の二中第百三十五条の四を第百三十七条とし、第百三十五条の三を第百三十六条とし、同款を同節第十二款とし、同節第十四款を削り、同節第十四款の二中第百四十二条の二を第百四十条とし、第百四十二条の三を第百四十一条とし、第百四十二条の四を第百四十二条とし、同款を同節第十四款とし、同節第十四款の三を削り、同節第十九款を削り、同節第十八款中第百五十二条を第百五十四条とし、第百五十一条を第百五十三条とし、同款を同節第十九款とし、同節第十七款中第百五十条を第百五十二条とし、第百四十九条を第百五十一条とし、同款を同節第十八款とし、同節第十六款の二中第百四十八条の三を第百五十条とし、第百四十八条の二を第百四十九条とし、同款を同節第十七款とし、同節を同章第七節とする。

第四章中第四節を第六節とする。

第四章第三節の二の節名中「衛生環境部」を「生活環境部」に改める。

第四章第三節の二第一款及び第三款から第八款までを削る。

第七十六条中「水質調査科」を「水質調査第一科、水質調査第二科」に改め、第四章第三節の二第二款中同条を第七十九条とし、第七十五条を第七十八条とし、第七十四条を第七十七条とし、同節第一款の二中第七十三条の四を第七十六条とし、第七十三条の三各号別記以外の部分中「西伯郡内」と畜場に係る」を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 西伯郡内のと畜場に係る獣畜のと殺又は解体の検査に関すること。
- 二 食肉等の試験検査に関すること。
- 三 西伯郡内のと畜場の衛生に関すること。
- 四 食肉等の衛生に関すること。

第四章第三節第一款の二中第七十三条の三を第七十五条とし、第七十三條の二を第七十四条とし、同款を同節第一款とし、同節中第二款の次に次の二款を加える。

第三款 交通事故相談所

(設置)

第八十条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉交通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第八十一条 交通事故相談所は、交通事故被害者等に対する交通事故に関する相談及び関係機関へのあつせん並びに交通事故被害者等の援護に関する指導、連絡等に関する事務を所掌する。

第四款 消費生活センター

(名称及び位置)

第八十二条 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十六年三月鳥取県条例第三号)第二条の規定により設置された消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立消費生活センター	米子市

(所掌事務)

第八十三条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。
- 二 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 三 商品の試験及び検査に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務に関すること。

第四章第三節の二第九款中第八十九条の二を第八十四条とし、第八十九条の三を第八十五条とし、同款を同節第五款とし、同節中同款的次に次の二款を加える。

第六款 防災行政連絡所

(設置)

第八十六条 防災行政連絡所を次のとおり置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取市防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市
鳥取県倉吉市防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市
鳥取県米子市防災行政連絡所	米子市	米子市

鳥取県境港市防災行政連絡所	境港市	境港市
鳥取県東部広域行政管理組合防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部広域行政管理組合防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部広域行政管理組合防災行政連絡所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡岩美町	岩美郡岩美町
鳥取県国府町防災行政連絡所	岩美郡国府町	岩美郡国府町
鳥取県福部村防災行政連絡所	岩美郡福部村	岩美郡福部村
鳥取県郡家町防災行政連絡所	八頭郡郡家町	八頭郡郡家町
鳥取県船岡町防災行政連絡所	八頭郡船岡町	八頭郡船岡町
鳥取県河原町防災行政連絡所	八頭郡河原町	八頭郡河原町
鳥取県八東町防災行政連絡所	八頭郡八東町	八頭郡八東町
鳥取県用瀬町防災行政連絡所	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町
鳥取県佐治村防災行政連絡所	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村
鳥取県智頭町防災行政連絡所	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町
鳥取県若桜町防災行政連絡所	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町
鳥取県気高町防災行政連絡所	気高郡気高町	気高郡気高町
鳥取県鹿野町防災行政連絡所	気高郡鹿野町	気高郡鹿野町
鳥取県青谷町防災行政連絡所	気高郡青谷町	気高郡青谷町
鳥取県羽合町防災行政連絡所	東伯郡羽合町	東伯郡羽合町
鳥取県泊村防災行政連絡所	東伯郡泊村	東伯郡泊村
鳥取県東郷町防災行政連絡所	東伯郡東郷町	東伯郡東郷町
鳥取県三朝町防災行政連絡所	東伯郡三朝町	東伯郡三朝町
鳥取県関金町防災行政連絡所	東伯郡関金町	東伯郡関金町
鳥取県北条町防災行政連絡所	東伯郡北条町	東伯郡北条町
鳥取県大栄町防災行政連絡所	東伯郡大栄町	東伯郡大栄町
鳥取県東伯町防災行政連絡所	東伯郡東伯町	東伯郡東伯町
鳥取県赤碕町防災行政連絡所	東伯郡赤碕町	東伯郡赤碕町
鳥取県西伯町防災行政連絡所	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町
鳥取県会見町防災行政連絡所	西伯郡会見町	西伯郡会見町
鳥取県岸本町防災行政連絡所	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
鳥取県日吉津村防災行政連絡所	西伯郡日吉津村	西伯郡日吉津村
鳥取県淀江町防災行政連絡所	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町

鳥取県大山町防災行政連絡所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
鳥取県名和町防災行政連絡所	西伯郡名和町	西伯郡名和町
鳥取県中山町防災行政連絡所	西伯郡中山町	西伯郡中山町
鳥取県日野町防災行政連絡所	日野郡日野町	日野郡日野町
鳥取県日南町防災行政連絡所	日野郡日南町	日野郡日南町
鳥取県江府町防災行政連絡所	日野郡江府町	日野郡江府町
鳥取県溝口町防災行政連絡所	日野郡溝口町	日野郡溝口町

(所掌事務)

第八十七条 防災行政連絡所は、県下の水害、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行い、県と市町村等との間の連絡を円滑にするための事務を所掌する。

第七款 消防学校

(設置)

第八十八条 消防学校を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第八十九条 消防学校は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十六条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防

災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。
 第四章中第三節の二を第五節とし、同章第三節の節名中「民生部」を「福祉保健部」に改める。

第四章第三節第十四款を削り、同節第十四款の二中第七十一条の二を第七十条とし、第七十一条の三を第七十一条とし、同款を同節第十四款とし、同節第十四款の三を削り、同節に次の七款を加える。

第十五款 保健所

(名称、位置及び管轄区域)

第七十一条の二 保健所法第一条の規定により設置された保健所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県那家保健所	八頭郡那家町	八頭郡
鳥取県倉吉保健所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県根雨保健所	日野郡日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第七十一条の三 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

2

各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健衛生課の所掌事務は、保健予防課及び衛生課の所掌事務並びに保健衛生の試験検査及び研究に関する事務を合わせたものとする。

総務課

鳥取県根雨保健所		鳥取県米子保健所		鳥取県倉吉保健所		鳥取県那家保健所		鳥取県鳥取保健所	
保健衛生課	総務課	衛生課	保健予防課	総務課	衛生課	保健予防課	総務課	衛生課	保健予防課
衛生係・指導係		食品衛生係・衛生指導係・生活衛生係 ・環境保全係	予防係・健康増進係・地域保健係	庶務係・普及係・試験検査係	食品衛生係・衛生指導係・生活衛生係 ・環境保全係	予防係・健康増進係・地域保健係	庶務係・普及係・試験検査係	衛生係・指導係	食品衛生係・衛生指導係・生活衛生係 ・環境保全係

衛生課

- 一 医療法及び薬事法の施行に関すること。
 - 二 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
 - 三 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
 - 四 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
 - 五 衛生教育に関すること。
 - 六 人口動態その他衛生に関する調査及び統計に関すること。
 - 七 医療社会事業に関すること。
 - 八 保健衛生の試験検査及び研究に関すること。
 - 九 その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。
 - 十 庶務に関すること。
- 保健予防課
- 一 結核の予防に関すること。
 - 二 急性伝染病の予防及び防疫に関すること。
 - 三 性病、寄生虫病その他慢性病に関すること。
 - 四 精神保健に関すること。
 - 五 優生保護及び母子衛生に関すること。
 - 六 健康増進対策に関すること。
 - 七 栄養士法の施行に関すること。
 - 八 栄養の改善及び指導に関すること。
 - 九 口腔衛生こうくうに関すること。
 - 十 保健婦等の業務指導に関すること。
 - 十一 その他保健向上に関すること。

- 一 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
 - 二 鼠^そ族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
 - 三 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
 - 四 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に関すること。
 - 五 上水道及び下水道の衛生に関すること。
 - 六 墓地、火葬場等に関すること。
 - 七 温泉に関すること。
 - 八 食品衛生に関すること。
 - 九 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。
 - 十 と畜場及びと畜に関すること。
 - 十一 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
 - 十二 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。
 - 十三 公害対策に関すること。
 - 十四 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- 第十六款 病院
(名称及び位置)
- 第七十一条の四 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）第二条第二項の規定により設置された病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立中央病院	鳥取市
鳥取県立厚生病院	倉吉市

(所掌事務)

第七十一条の五 病院は、県民に必要な医療等を提供し、もつてその福祉の増進に寄与するための事務を所掌する。

(内部組織)

第七十一条の六 次の表の上欄に掲げる病院ごとに、それぞれ中欄に掲げる科、センター、室及び部を置き、その事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる課、室及び係を置く。

内 科	精 神 科	神 経 内 科	呼 吸 器 科	消 化 器 科	循 環 器 科	小 児 科

鳥取県立厚生病院

外科	整形外科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	理学診療科	放射線科	麻酔科	検査科	総合検診センター	中央放射線室	看護部	薬剤部	総務課 庶務係・会計係
----	------	-----	------	------	----	-------	-------	------	-----	-----	----------	--------	-----	-----	----------------

事務部		
管財課	施設管理係・用度係	
医事課	医事第一係・医事第二係	
栄養管理室		

第十七款 看護婦等養成施設
(名称及び位置)

第七十一条の七 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例第九条の規定により病院に附置された看護婦等養成施設の名称及び位置は、次の表の上欄に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ当該下欄のとおりである。

病院の名称	看護婦等養成施設の名称	位置
鳥取県立中央病院	鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市
鳥取県立厚生病院	鳥取県立倉吉総合看護専門学校	倉吉市

(所掌事務)

第七十一条の八 鳥取看護専門学校は、看護婦及び看護師として必要な知識及び技能を修得させるための事務を所掌する。

2 倉吉総合看護専門学校は、看護婦及び看護師、保健婦並びに助産婦として必要な知識及び技能を修得させるための事務を所掌する。

(内部組織)

第七十一条の九 倉吉総合看護専門学校に教務部を置く。

第十八款 歯科衛生専門学校
(名称及び位置)

第七十一条の十 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号）第二条の規定により設置された歯科衛生専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立歯科衛生専門学校		鳥取市	

（所掌事務）

第七十一条の十一 歯科衛生専門学校は、歯科衛生士として必要な知識及び技能を修得させるための事務を所掌する。

第十九款 優生保護相談所

（設置）

第七十一条の十二 優生保護相談所を次のとおり置く。

名	称	位	置	管	轄	区	域
鳥取県鳥取優生保護相談所		鳥取市		鳥取市、	岩美郡及び	気高郡	
鳥取県那家優生保護相談所		八頭郡那家町		八頭郡			
鳥取県倉吉優生保護相談所		倉吉市		倉吉市及び	東伯郡		
鳥取県米子優生保護相談所		米子市		米子市、	境港市及び	西伯郡	
鳥取県根雨優生保護相談所		日野郡日野町		日野郡			

（所掌事務）

第七十一条の十三 優生保護相談所は、優生保護法第二十条の規定による

優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をする事務を所掌する。

第二十款 精神保健センター

（名称及び位置）

第七十一条の十四 鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例（平成三年五月鳥取県条例第十四号）第二条の規定により設置された精神保健センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立精神保健センター		鳥取市	

（所掌事務）

第七十一条の十五 精神保健センターは、県民の精神保健の向上を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 精神保健に関する知識の普及に関すること。
- 二 精神保健に関する調査研究に関すること。
- 三 精神保健に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- 四 精神障害者の社会復帰を促進するための診療に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、精神保健の向上に関し必要な業務に関すること。

（内部組織）

第七十一条の十六 精神保健センターに指導課及び訓練課を置く。

第二十一款 健康増進センター

(名称及び位置)

第七十二条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)第二条の規定により設置された健康増進センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立東部健康増進センター	鳥取市
鳥取県立西部健康増進センター	米子市
鳥取県立中部健康増進センター	東伯郡羽合町

(所掌事務)

第七十三条 健康増進センターは、県民の身体的・精神的健康を増進するための健康の診断、指導その他の事務を所掌する。
第四章中第三節を第四節とし、同章第二節の二第二款を次のように改める。

第二款 空港管理事務所

(設置)

第三十五条 空港管理事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県鳥取空港管理事務所	鳥取市

(所掌事務)

第三十六条 空港管理事務所は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)第二条の規定により設置された空港の管理に関する事務を所掌する。

第四章中第二節の二を第三節とする。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「・農業構造改善員」を削り、「副検査専門員」の下に「・教授」を加え、「・砂利採取監視員」を削り、同表第二号中「・総務室主任・税務専門員」及び「・タイピスト」を削り、同表第三号中「・職業指導員」を削り、「保健婦」の下に「・保健士」を加え、「・診療エックス線技師」及び「・農業改良研究員」を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「者」の下に「及び用度課長の職にある者」を加え、同条第二項及び第四項中「解」を「解かい」に改める。

第三十六条中「なるべく二人以上」を「三人以上」に改める。

別表第一鳥取県中部県税事務所の項中「総務課長」を「管理課長」に改め、同表鳥取県鳥取地方農林振興局の項から鳥取県日野地方農林振興局の項までの規定中「振興課長」を「総務課長」に改め、同表鳥取県中部農業開発事業所の項を削る。

様式第四号中「(解名 出納員)」を「(解かい名 出納員) 出納員」に改め、「百部綴り」を「百部つづり」に、「附記」を「付記」に、「綴込部数」を「つづり込部数」に、「貼付する。」を「ちよう付する。」に、「そわな

い」を「合わない」に、「(解名 出納員)」を「(解かい名 出納員)」に改める。

様式第五号中「(B列5号)」を削り、

「鳥取県知事 (解長) 氏 名 股」
鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

鳥取県知事 (解長) 氏 名 股
鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

様式第七号中
「鳥取県出納長 (解長) 氏 名 股」
先 納付先
解名 氏 名

鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

券請求及び受領書」に改める。

様式第八号中「(解名出納員股)」を「(解名出納員) 氏 名 股」に、「貼付して」を「ちよう付して」に改める。

様式第九号中「(B列5号)」を「(A列4号)」に改め、鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

てのものと出納長あてのものは別葉とする。」と定める。

様名第二十号中

「払込日」

「収納日」

「鳥取県指定金」

領収日付印

金融機関

銀行 店 回

鳥取県指定金融機関

銀行 店

に定める。

様名第十四号中「(B列4号)」と定める。

様名第十七号中「(B列5号)」や「(A列4号)」と定める。

様名第二十一号中「(B列5号)」や「(A列4号)」と「亡失(損傷)したので(別紙添付)、再発行」や「亡失した(別添のとおり損傷した)ので、再発行して」を「上記」や「上記は、」と定める。

様名第二十二号中「(B列6号)」や「(A列5号)」と定める。

様名第二十三号及び様名第二十四号中「(B列4号)」と定める。

様名第二十五号中「(B列4号)」と記す「

片 摩 名

」

「

課 (解) 名

」を「取りまとめて」や「、」と定める。

様名第二十六号中「(B列5号)」や「(A列4号)」と「(解長)」

を「(解長)」と定める。

様名第二十七号中「(B列5号)」や「(A列4号)」と「(解名出納員)」や「(解名 出納員)」と定める。

様名第二十六号中「(B列5号)」や「(A列4号)」と「(解長)」

を「(解長)」と「添附する。」や「添付する。」と定める。

様名第三十号中「(B列6号)」と記す「統轄店、」や「統轄店又は」

と定める。
様名第三十一号中「(A列6号)」と記す「統轄店、」や「統轄店又は」

と定める。
様名第三十二号中「(B列6号)」や「(A列5号)」と「(解長)」や「(解長)」と「(解名出納員)」や「(解名 出納員)」と「金額」

を「金額を」と定める。
様名第三十三号中「(B列6号)」や「(A列5号)」と「(解長)」や「(解長)」と「利札附」や「利札付」を「(解名出納員)」や「(解名 出納員)」と定める。

様名第三十六号中「(B列5号)」と記す「

片 摩 名

」

「

課 (解) 名

」を「繰越済」や「繰越済み」と定める。

様名第三十九号中「(B列4号)」と記す「

手 許 保 管 額

」

「

手 も と 保 管 額

」を「解名」や「解名」と定める。

様名第四十号中「(B列4号)」と記す「手許保管額」や「手もと保管額」を「預入金」や「預入額」と「現金を手持ちしているもの」

「手持ちの現金の額」及び「寄託その他銀行等に預金しているもの」や「寄託金、銀行預金等の額」に当る。

様式第四十一号中「(B列5号)」を記す。

様式第四十二号中「(B列5号)」を記す。国庫金の懸案一中「歳入歳出外現金の口座については、さらに(保証金保管金)、(所得税、住民税)、(その他)に分類して、口座を設け、かつ、口座が二以上にわたるときは総括を設け」を記す。国庫金の懸案二を次のように記す。

2 前渡を受けた資金の残金については、残の欄に預託金又は現金の別及びそれぞれの額を記入する。

様式第四十二号懸案二を記す。

様式第四十三号中「(B列7号)」を記す。「の状況等」や「等の状況」に当る。「(B列5号)」を記す。

様式第四十四号中「(B列5号)」を記す。「節」や「及び節」及び「前渡資金の不用となったもの」や「不用となつて」及び「過払」や「過払」及び「もの及び」や「額及び」及び「ものを」や「額を」に当る。

様式第四十五号中「(B列5号)」を記す。

替 高 額
振 込 知
郵 払 通

に当る。

替 高 額
振 込 知
郵 払 通

様式第四十六号中「(B列5号)」を記す。「貴席」や「貴席」及び「

席 長 氏 名 股 席 長 氏 名 股
(席名出納員) 氏 名 股 (席名 出納員) 氏 名 股

に当る。

附 則

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県会計規則に規定する書類については、平成七年三月三十一日までの間に限り、この規則による改正前の鳥取県会計規則に規定する様式によることができる。

県 会 規 則

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県議会議長 長 谷 川 和 夫

鳥取県規則第一号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則(昭和三十一年九月鳥取県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

第百八条第二項を次のように改める。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県 議 会 規 則

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県議会議長 長 谷 川 和 夫

鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「議事調査課」を「議事課」に改め、同条第二項の表中

議事調査課	議事係・総務教育係・民生係・農林水産係・土木商工係
議事課	
調査課	総務教育係・福祉環境警察係・農林水産係・土木商工係

改める。

第四条中「室長」を「室長主幹」に改める。

第五条第五項中「課」を「課務」に改め、同条中第十項を第十一項とし、

第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 主幹は、上司の命を受け、課務を処理する。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和三十八年四月鳥取県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成六年三月三十日

鳥取県議会議長 長 谷 川 和 夫

第一条議事調査課の項中「議事調査課」を「議事課」に改め、同項第二号中「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会」を「議会運営委員会」に改め、同項第五号中「事項」を「文書の取扱い」に改め、同項中第十一号から第十五号までを削り、第十六号を第十一号とし、第十七号を削り、同項の次に次の一項を加える。

調査課

一 常任委員会及び特別委員会に関すること。

二 議案、請願、陳情その他会議に付する事項の調査研究及び立案に関

すること。

三 議員の委嘱に係る調査研究に関すること。

四 法令その他国及び県の諸施策についての調査研究に関すること。

五 審査資料の収集及び配布に関すること。

六 条例、決議、意見書等の立案に関すること。

七 県行政に関する調査及び資料の提供に関すること。

八 その他調査研究に関すること。

第五条議事調査課長の項中「議事調査課長」を「議事課長」に改め、同項第七号及び第八号を削り、同条に次の一項を加える。

調査課長

一 軽易な調査資料の収集に関すること。

二 各種情報の収集に関すること。

第六条第二項中「二課」の下に「以上」を加える。

第十二条第四号を次のように改める。

四 鳥取県施行文書用紙規程（平成五年十二月鳥取県訓令第十三号）

附 則

この告示は、平成六年四月一日から施行する。